



福岡医発第679号（地）
令和6年5月31日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「医療機器の保険適用について」の一部訂正について

新たに保険適用となった医療機器につきましては、随時ご連絡申し上げてい
るところであります。

今般、下記通知として示された医療機器の保険適用について、厚生労働省保険
局医療課より一部訂正の事務連絡が発出された旨、日本医師会より通知があり
ましたのでご連絡申し上げます。

記

- ・ 令和6年4月30日付け保医発 0430 第2号
 (令和6年5月18日付け福岡医発第576号（地）参照)

以上

(添付資料)

「医療機器の保険適用について」の一部訂正について
(令和6年5月1日 厚生労働省保険局医療課)

日医発第377号（保険）

令和6年5月21日

都道府県医師会

事務局長 殿

日本医師会医療保険課

「医療機器の保険適用について」の一部訂正について

新たに保険適用となった医療機器につきましては、随時ご連絡申し上げているところであります。

今般、下記で示された医療機器の保険適用について、厚生労働省保険局医療課より一部訂正の事務連絡がありましたので、ご連絡申し上げます。

記

- ・令和6年4月30日付保医発0430第2号（日医発第324号）

（添付資料）

「医療機器の保険適用について」の一部訂正について
（R6.5.1 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 1 日

地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 都道府県民生主管部(局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局) 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 (部)	}	御中
--	---	----

厚生労働省保険局医療課

「医療機器の保険適用について」の一部訂正について

令和 6 年 4 月 30 日付保医発 0430 第 2 号における「医療機器の保険適用について」につきまして、別紙のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

令和6年4月30日付 保医発0430第2号 P16
(誤)

保険適用開始年月日:令和6年5月1日

製品(販売)名・製品コードに追加・変更があったものの保険適用(区分B1)(個別評価)(材料価格が個別に設定され評価されているもの)

承認番号又は認証番号	販売名	製品名	製品コード	保険適用希望者	決定機能区分	償還価格 (円)
225AABZX00143000	シュアプラグAD延長チューブ	シュアプラグAD延長チューブ	4987892158230	テルモ株式会社	002 在宅中心静脈栄養用輸液セット(1)本体	¥1,520
225AABZX00143000	シュアプラグAD延長チューブ	シュアプラグAD延長チューブ	4987892158247	テルモ株式会社	002 在宅中心静脈栄養用輸液セット(1)本体	¥1,520
225AABZX00143000	シュアプラグAD延長チューブ	シュアプラグAD延長チューブ	4987892158230	テルモ株式会社	005 在宅中心静脈栄養用輸液セット(1)本体	¥1,520
225AABZX00143000	シュアプラグAD延長チューブ	シュアプラグAD延長チューブ	4987892158230	テルモ株式会社	005 在宅中心静脈栄養用輸液セット(1)本体	¥1,520

(正)

製品(販売)名・製品コードに追加・変更があったものの保険適用(区分B1)(個別評価)(材料価格が個別に設定され評価されているもの)

承認番号又は認証番号	販売名	製品名	製品コード	保険適用希望者	決定機能区分	償還価格 (円)
225AABZX00143000	シュアプラグAD延長チューブ	シュアプラグAD延長チューブ	4987892158230	テルモ株式会社	002 在宅中心静脈栄養用輸液セット(1)本体	¥1,520
225AABZX00143000	シュアプラグAD延長チューブ	シュアプラグAD延長チューブ	4987892158247	テルモ株式会社	002 在宅中心静脈栄養用輸液セット(1)本体	¥1,520
225AABZX00143000	シュアプラグAD延長チューブ	シュアプラグAD延長チューブ	4987892158230	テルモ株式会社	005 在宅中心静脈栄養用輸液セット(1)本体	¥1,520
225AABZX00143000	シュアプラグAD延長チューブ	シュアプラグAD延長チューブ	4987892158247	テルモ株式会社	005 在宅中心静脈栄養用輸液セット(1)本体	¥1,520